

56. 札幌市認可保育園における園児に対する与薬状況に関する検討

小笠原由法、楠 幸博、岡田 靖、飯塚 進

【初めに】

処方薬は本来医師の指示に基づき保護者が子供に与えるべきものである。

しかし保育ニーズの高まりと、親の要求により最近では保育園が薬を預かり保護者の代わりに保育園児に薬を飲ませる、いわゆる与薬という行為が行われることが増えてきている。

保護者以外が薬を与えることができるという根拠は平成17年7月26日の厚労省医政局長通知のみであり、これも基本的には介護施設などの福祉施設に入所あるいは通所している人を対象にしたものであり、直接的に保育園児を対象にしたものではない。

これらの福祉施設で医療職以外の者が施設利用者に薬を与えることは医療行為ではないとされているが、看護師ではない保育所の保育士が子供に薬を与えることについては問題がないとは言えない。薬の基礎知識のない人が投薬すること、副反応が出た場合の対応が困難であること、与薬に関する基本的なトレーニングが保育士になる過程で十分されていないことなどである。

【目的】

現在保育所でどのような形で与薬が行われまた何が問題であるかを検討し、安心・安全な保育のために医療機関側から何らかの提言をすべく調査検討することを目的とした。

【方法】

札幌市内にある325か所の認可保育園を対象に与薬状況に関するアンケート調査を行った。回答は各保育所管理者にお願いした。結果244か所から回答を得た（回答率75%）

【結果】

回答のあった244か所の保育所のうち、与薬をしている施設が190施設（75%）、与薬をしていない施設が54か所（25%）であった。与薬をしている施設としていない施設での看護師の常駐率はそれぞれ17%と9%で、与薬をしている施設で看護師常駐率が若干高かった。

図1に与薬に対する保育所側の意見を示す。現在与薬を行っている施設の中でも与薬に基本的に賛成している施設は16%に過ぎず、44%の施設では基本的に反対と答えている。与薬をしていない施設の反対率は54%である。図2は与薬が日常の保育業務に及ぼす影響についての調査結果を表す。与薬に基本的に賛成と答えた施設では、与薬が負担であると回答した施設は32%であったが、与薬に反対と回答した施設の87%が業務に負担であると回答している。

与薬をする際には与薬依頼書を保護者から提出してもらうことが一般的である。保護者記入の依

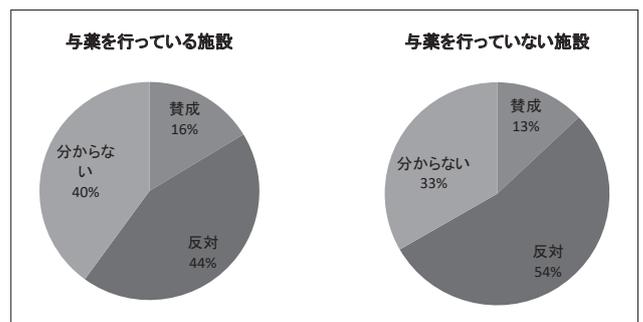


図1 与薬することに対する基本的姿勢

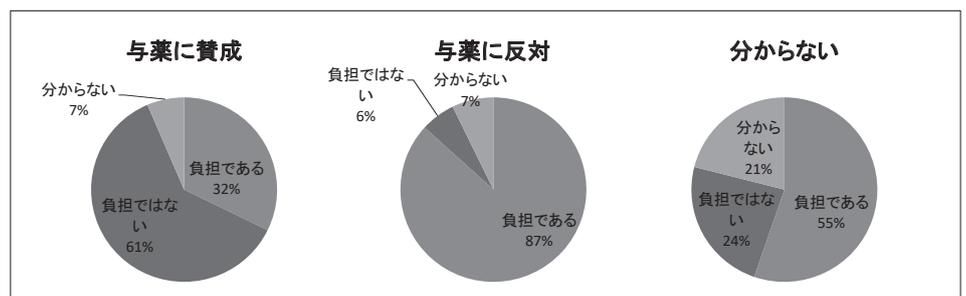


図2 日常業務における与薬の負担感

頼書の提出を求めている施設が全体の90%、医療機関で記入した依頼書の提出を求めている施設が4%、その両方の提出を求めている施設が5%であった。依頼書をもらっていないという施設も1%に見られた。与薬の際にどのように確認しているかという設問に対し、94%の施設は複数人で確認していた。一人で確認しているという施設も3%あった。薬はほとんどの施設(95%)で一日分のみ預かっていたが、中には1週間分ほどをまとめて預かっている施設もあった。

過去に与薬を間違えたことがあると回答した施設の割合を図3に示す。与薬に賛成と回答した施設の18%、反対と回答した施設の24%で与薬間違いが発生している。全体では20%の施設で与薬間違いが発生している。具体的な間違いの内容は、最も多いのが飲み忘れ、以下内服時間の間違い、分量の間違いが続き、内服させる園児を間違えた例も見られた。分量の間違いでは3日分を一度に与えた例、シロップ薬の一瓶すべてを一度に飲ませてしまった例などがあつた。内服させるべき園児を間違えた例では、同名の他の子どもと取り違えた、兄弟間で間違つたなどの回答があつた。

保育所側から医療機関側への意見としては、圧倒的多数の施設から、できるだけ保育園在園時間中に薬を飲まなくても済むような処方をお願いしたいとの希望が寄せられた。本当に必要な薬であればやむをえないが、できるだけ最小限にしてほしい旨の意見も見受けられた。中には数十人の園児が軟膏を持参してくるため、軟膏処置のため日常業務に著しい支障をきたすとの回答もあつた。

【考察】

今回のアンケート調査結果から①与薬は保育園

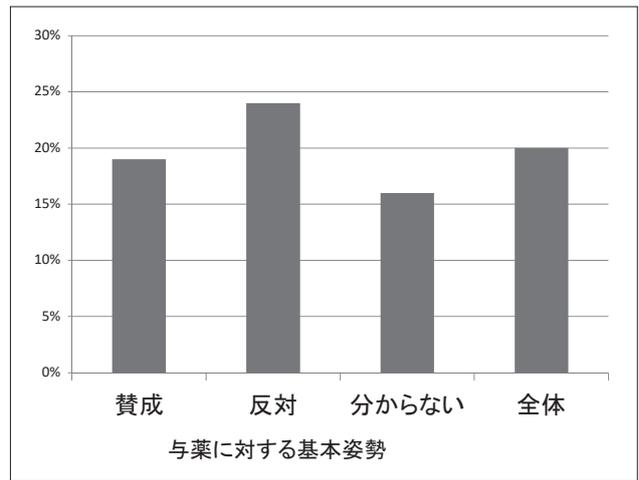


図3 過去に与薬ミスのあつた施設割合

でかなりの負担となっていること②約2割の施設で与薬間違いが発生していること③保育園は医療機関側に保育園で与薬しなくても済むような配慮を求めていることが明らかとなつた。以上のことから、保育園児に薬を処方する際には医療機関側も在園時間中に投薬が必要ではないような処方を心がける必要がある。

また、保育園での与薬そのものを必要最低限にする方法として、医師記入の与薬依頼票を義務付ける方法が考えられる。神戸市ではすべての保育所で与薬の際には医師の意見書の提出を義務付けている。これにより与薬の数自体が大幅に減少し、また与薬ミスも少なくなつたとのことである。医師記入の与薬票を義務付けることにより、保育園での与薬に対するハードルが上がることは容易に想像できる。(医師の事務負担が増える、保護者の経済的負担が増えるなど)

与薬が業務の負担となっている保育所では医師記入の与薬票の導入を検討すべきである。